

田原本町人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまちを目指す条例
(素案)

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる差別の解消を図り、全ての町民等が個性を尊重し合いながら、多様な文化及び価値観を受け入れ、及び共に支え合うまち(以下「共生のまち」という。)を目指すため基本理念を定め、町民等の権利、町の責務並びに町民等及び事業者の役割等を明らかにするとともに、全ての町民等が自分らしく生きることができる共生のまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者
- (2) 事業者 町内において事業活動を行う個人、法人又は団体

【説明】

(1)町民等 町内に住んでいる人(住所の有無にかかわらず)、町内で働く人や町内に通学する人、一時的に滞在する人(たまたま滞在した観光客等)を町民等としています。

(2)事業者 営利又は非営利にかかわらず、町内において事業活動を行っている個人、法人又は団体を事業者としています。

(基本理念)

第3条 全ての人は、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認(ジェンダーアイデンティティ)、障がい、疾病、職業、年齢、出身その他の事由を理由としたあらゆる差別及び人権を侵害する行為はこれを行ってはならず、全ての人を社会的孤立や排除から守り、共に支え合うものとする。

【説明】

この条例の基本理念を規定しています。

人権尊重のまちの実現を目指すうえで、全ての人が生まれながらに日本国憲法が保障

する基本的人権を持っており、尊重されるものであるという考えを基本としています。

その考えを踏まえて、一人一人の個性や違いを特別視し、社会的排除するのではなく尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めていくことを規定しています。

（差別及び人権を侵害する行為の禁止）

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他のあらゆる場面及び場所（以下「あらゆる場面等」という。）において、前条に規定する事由を理由とする次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

(2) いじめ、虐待、体罰又はハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他の人権を侵害する行為

(3) プライバシーを侵害する行為

(4) 不当な差別的取扱い

【説明】

誰もがあらゆる場面等において、第3条に規定する本人の意図が及ばない事由による差別及び人権を侵害する行為を禁止しています。

(1)～(4)については、人権を侵害する行為について禁止する行為を示しています。

（町民等の権利）

第5条 町民等は、一人一人が違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望をもって自分らしく生きる権利を有する。

【説明】

町民等の権利を規定しています。

町民等の皆さんは、人権を尊重し多様性を認め合い共に支え合うまち（以下「共生のまち」という。）を目指すにあたって、一人一人が個人として尊重され、自分らしく生きる権利があることを示しています。

この内容は、基本的人権の尊重とつながるものであり、規定する権利を持っているということを意識してもらうため規定しています。

（町の責務）

第 6 条 町は、第 3 条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、国、他の地方公共団体、関係機関及び関連団体（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、第 3 条に規定する事由を理由としたあらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止並びに町民等の人権意識の高揚に努め、共生のまちの実現に向け必要な施策を推進するものとする。

2 町は、町のあらゆる場面等における活動において第 3 条に規定する事由により参画する機会等の格差が生じている場合には、当該格差を改善できるよう努めるものとする。

【説明】

町の責務を規定しています。

共生のまちを目指し必要な施策を積極的に推進することを定めています。

人権施策は町、町民等、事業者がそれぞれの立場で取り組むことが必要です。

町は、町民等や事業者はもちろんのこと、行政機関のみではなく関係機関等と連携して取り組むことを定めています。

2 共生のまちを目指していくうえで誰もがあらゆる場面等において、第 3 条に規定する本人の意図が及ばない事由によって参画する機会等の格差が生じている場合には改善に努め、例えば、町は施策の立案及び方針などの決定過程において、性別等にかかわらず参画する機会等の確保に努めることを規定しています。

（町民等及び事業者の役割）

第 7 条 町民等及び事業者は、基本理念に基づき、いかなるときにおいても、共生のまちを目指す取組を理解し、及び協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの組織に所属する者の人権及び多様性を尊重するとともに、事業活動を通じて人権意識の高揚を図り、共生のまちを目指す取組に協力するよう努めるものとする。

【説明】

町民等及び事業者の役割を規定しています。「責務」ではなく「役割」と定義することで、それぞれの立場で、自由な範囲で小さなことからより大きなことまで達成でき、さらに、「役割」を全うする中で、理念・目的も実現されることを期待しています。

町民等、事業者自らが共生のまちを目指す取組を理解し、これに協力するとともに、人権意識の高揚に努めるものとします。

事業者は、事業者の役割として、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図り、事業活動においては、人権を尊重した事業活動を行うことを役割としています。

自らの組織に所属する従業員の人権及び多様性の尊重と、研修や啓発、事業活動に関わる人（顧客、取引先等）に対して不当な差別や人権の侵害、社会的孤立や排除を行わないことに努める旨を規定しています。

（教育及び啓発の充実）

第8条 町は、町民等及び事業者が自分ごととして人権に関する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るとともに、共生のまちを目指す取組について学び、及び実践できるよう、教育及び啓発に努めるものとする。

【説明】

町は、町民等や事業者の皆さんが、学校教育や生涯教育など、生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深められるよう、必要な取組を行います。

また、関係機関等とも連携しながら、地域の事業所の実情に応じた教育や啓発に努めます。

（相談体制の充実）

第9条 町は、町民等及び事業者が安心して相談できるよう関係機関等と連携を深め、相談体制の充実を図るものとする。

【説明】

相談体制の充実について規定しています。

人権や多様性の尊重に関する様々な相談に対応し、解決に向けた支援ができるよう、国、県など関係機関等との連携と適切な役割分担に努めます。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【説明】

この条例に定めるもの以外に条例を施行するうえで必要な事項が発生した場合は、その内容に応じた形式（規則、要綱、要領など）により、定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

本条例は公布された日から施行します。

まずは、基本理念となる条例を施行し、町はそれを踏まえた運用を検討していきます。